

# 目

# 次

	頁
第 64 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	77
第 65 号議案 医療法施行条例の一部を改正する条例 .....	78

第六十四号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「大字北河原七百五番地」を「谷郷一丁目十六番十号」に改める。

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十一年三月二十七日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

平成三十一年二月二十五日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定の取消しをする等しいので、この案を提出するものである。

## 第六十五号議案

### 医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第二号中「第五十二条第五項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条第三号中「第五十二条第六項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一号及び第二号中「第五十四条」を「第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条」に、「第五十五条」を「第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第六条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数）

第八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）第四十条の規定の例により算定するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十一年二月二十五日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

### 提 案 理 由

医療法等の一部改正に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準の特例措置を延長する等したいので、この案を提出するものである。